

名古屋市上下水道局管理規程第27号

名古屋市上下水道局次長以下代決規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

令和8年8月27日

名古屋市上下水道局長 酒 井 雄 一

別表第4事業執行関係の表主管課公所長又は主管担当課長の欄第53号中「保全課長」の次に「、施設管理課長」を加え、同表主管課公所長又は主管担当課長の欄第53号の2中「管路センター長」の次に「、水処理事務所長」を加える。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。